

令和 5 年度第 1 回南あわじ市いじめ問題調査委員会 会議録

・ 会議開催日時 ・ 会議開催場所 ・ 出席者 ・ 欠席者 ・ 傍聴人等	令和 5 年 11 月 29 日（水）午後 2 時 00 分から午後 3 時 10 分まで 市役所本館 304・305 会議室 委員：曾我智史、山崎哲也、岡真奈美、芝壽郎 事務局：木田総務企画部長、中村総務企画副部長兼総務課長、森浦係長、前田主事 説明員：浜田学校教育指導主事 委員：蔭山あづさ 傍聴人：0 人、報道関係：0 人
・ 次第	1. 開会 2. 議事 （1）南あわじ市いじめ問題調査委員会運営要領の改正について （2）南あわじ市におけるいじめ問題の現状等について （3）県内外他市町におけるいじめ問題の現状等について 3. その他 4. 閉会
事務局（副部長）	本日はご多忙の中、令和 5 年度第 1 回いじめ問題調査委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。 私は、本日進行を務めさせていただきます、総務企画副部長兼総務課長の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、ただ今より令和 5 年度第 1 回いじめ問題調査委員会を開催させていただきます。 なお、具体的な事案の審議を行わない場合は原則公開となりますので、本日の会議についてはあらかじめホームページで公表させていただいております。 まず初めに本日の委員会の成立について確認させていただきます。 南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 20 条の規定により準用する第 13 条第 2 項により、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと規定されています。本日の出席者数は 4 名、欠席者数は 1 名で委員の過半数の出席がありますので、委員会の成立を報告させていただきます。 続いて、事務局職員を紹介させていただきます。
事務局	（自己紹介）
事務局（副部長）	次に本日の説明員として、学校教育課 浜田学校教育指導主事に出席いただいております。
学校指導主事	（自己紹介）
事務局（副部長）	それでは、あらためまして開会にあたり、曾我委員長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

曾我委員長	この調査委員会で実際調査したケースがないということは、ある意味幸いだと思うのですが、いざ調査案件が起こった時に顔合わせをせず調査を始めるのもなかなか難しいと思いますので、1年に1回こうやって顔を合わせてお互いの状況を確認し合うことで、いざ調査が始まった時には円滑に進むようにということで開催しておりますので、本年度もよろしくお願いします。以上です。
事務局（副部長）	ありがとうございます。それでは、会議の進行につきまして、曾我委員長にお願い申し上げます。
曾我委員長	それでは、議事の（１）に入りたいと思います。 「南あわじ市いじめ問題調査委員会運営要領の改正について」事務局から説明をお願いします。
事務局（前田）	（説明）
曾我委員長	ありがとうございます。先ほど説明のありました個人情報保護法について、個人情報保護関係というのは統一的な法令というものはなかったのですが、民間だけでなく行政も含めて統括的に個人情報に関する法律を制定しようということで施行されたということです。今回の件はそれに合わせた改正ということになると思います。法律ができたからそれに合わせて改正する、という話ですので運用方法が大きく変わるというわけではないかと思います。何かご質問あればお願いいたします。
委員	（質問なし）
曾我委員長	それでは特に意見もないということですので確定ということになります。 では次に議事の（２）「南あわじ市におけるいじめ問題の現状等について」事務局から説明をお願いします。
学校指導主事	（説明）
曾我委員長	非常に問題提起としてありがたい内容でした。こちら次の議事（３）に係ることでもあり、合わせて議論できたらと思います。 （３）「県内外他市町におけるいじめ問題の現状等について」とありますが、私からお話しようとした内容がまさに浜田先生が言われたものに似ておりまして、今年はいじめ防止対策推進法が施行されて10年という節目の年で、また、昨年12月には生徒指導提要が改訂されました。 資料にあります、このケーキのような図（資料13p下部の図）にあるように、生徒指導の展開でこのような要素があると概念化されました。だからいじめ対応をする際には、生徒指導展開の中でどこに位置づけられるか、またいじめが認知された際にどのように対応するか、先生自身がどのように対応していくかを意識していきましょう、ということで、生徒指導提要が改訂されたことになります。 新聞記事も多数つけてくださっておりますが、こちらにあるように

学校指導主事 曾我委員長	いじめ認知件数がうなぎ上りに増えていっている状況です。生徒指導学会会長の八並教授の記事（資料：2023年6月21日付毎日新聞3面左下）があるかと思いますが、現在のいじめ問題対策推進法はいじめ防止につながっているのか疑問だという風にはっきり書いております。そもそもいじめの定義に課題があるのではないかという指摘がありまして、このような指摘は、教育学以外の分野からも実は批判されております。哲学者の児玉聡という方が京都大学の教授でいるのですが、倫理的な観点から見ても今のいじめの定義は実効性に欠けるのではないか、という指摘があります。 先ほどの浜田先生の資料の中で、太郎さんが花子さんに告白して振られた場合に日本の定義ではいじめに該当するという例があったかと思いますが、これが実は法哲学者からも批判されておりまして、花子さんは振る自由があるでしょう、と。付き合うかどうかはお互いの合意があって成立する話なので、告白をして振られることにより精神的苦痛を被ることは間違いないものの、その苦痛を常に最小化すべきではないと。苦痛というものは受けることを前提にそれに対しどう修復するか、自分で乗り越えていくかが哲学的な観点から大事だということが法哲学者からも指摘されているように、今のいじめの定義については疑問だという声が各専門分野から挙がっているという実情があるという風に思います。 もっとも、今のいじめの定義を見直そうという動きが具体化しているような状況ではなくて、今の定義の良いところは見ていきましょうというのが主流なのかなと思っています。今のいじめの定義の趣旨はまず早期発見した上で、その後どう具体的に先生方が丁寧に対応していくかというところに力点を置いたものですが、その方向性を維持しましょうというのは当面変わらないのかなと思われます。 このような話をしようとしたところ浜田先生の方から話をさせていただいたところです。 ちなみにこの太郎さん花子さんの一例は、もう文部科学省のホームページからは消えております。 浜田先生からご紹介いただいたアンバランスパワーとシンキングエラーというのは和久田学先生が言われている話ですが、このシンキングエラーという観点からいじめをしたと思われる生徒・児童に対して個別指導を展開していくというのは非常に有益なものと思われます。 また森田洋司先生が提唱された「いじめの四層構造」では傍観者をなくしようとなります。和久田学先生が言われているシンキングエラーというのは、いじめ加害者をターゲットとした個別指導展開に親和的だと思いますが、四層構造からいうと傍観者に対して働きかける。和久田先生から言わせると、傍観者にもシンキングエラーが成立
----------------------------	--

学校指導主事 曾我委員長	するということです。 和久田先生もそのように言われています。加害者、被害者、傍観者それぞれの立場においてのシンキングエラーを見直す必要があると。 哲学者の國分功一郎という方の文献を読んで示唆を受けたのですが、いじめた側に対して責任を問うためには、今のいじめの定義では責任を問う前提に欠けているのだと。いじめた側の主観的事情を問わずに、された側が苦痛を感じたらいじめだという定義なので、責任を問われる主体としては「そういうつもりではなかった」という言い訳がしやすいようになっている。 浜田先生の話の中には、今のいじめの定義に苦しめられている先生方がおられるとありましたけれども、他市のいじめ問題調査委員会でも、いじめの定義に苦しめられていると思われる例があります。文部科学省の指針では「喧嘩があったからと言っていじめではないと決めつけてはいけない」と書いてあるが、同時並行的に行われている喧嘩の事案がいじめとして挙がってきている。 いじめ防止対策推進法第 28 条に、重大事態調査について定めた条文があるのですが、いじめと疑われる行為があつて相当程度の欠席があつた場合、いじめの疑いがあるとして調査を開始しようとするので、条文に忠実に考えると先ほどの事例では 30 日欠席した方をいじめ被害者と考えて調査にあたろうということになります。しかし、相互の関係性を考えると一方だけ被害者にあたろうとして調査を開始すると不公平な結果が生まれるし、調査結果が出たとして他方の子はその結果を受け入れてくれるか疑問です。結果、生徒指導に全く使用できない調査報告書ができてしまうことだってある。双方向のいじめというものについても、しっかり中立に公平性をもって調査ができるような制度とはなっていないといった実情があつて、調査委員会としても、調査をしていて難しいなと感じる場面があります。 ただ、趨勢としては、いじめ防止対策推進法に基づいて忠実に調査していきましょうという考え方が強いです。ある自治体では、いじめ重大事態にあたるといえるものは全件調査しようとは舵を切っているみたいで、現場の先生方は戸惑っている実情があるようです。 ただ、いじめの定義には良いところもあつて、心身の苦痛を感じたものがいじめとなっているのですが、裏返すと子どものしんどい気持ちに寄り添っていきましょうという定義ですから、それはそれで良いことだと思います。しんどい気持ちに寄り添った上で先生方が対処していきましょう、心身のケアをしていきましょうと。いじめの定義にも良いところがありますので、それを活かしつつだと思っています。 自説も含めて話しましたが、浜田先生が問題提起してくださったので、それに啓発されて話をさせていただきました。以後フリートークということで、感想なり浜田先生に質問なり議事の（２）（３）含め
----------------------------	---

山崎委員	お願いします。 いじめを受けている者が深刻ないじめを受けている場合、それが陰湿であればあるほど言えないと思う。本人も言えないし、親にも隠そうとする。親に迷惑かけたくない心配かけたくないということで親にも言えない。同級生たちは大抵気づいているけど、力の強いグループが怖いので言えない。結局密室化ということになるのですが、そういうのをどうやったら無くせるかということで色々活動されているかと思います。担任の先生も、いじめに気づきうる立場にありますが、どの程度担任の先生発でこういう事例が挙がってきているかを知りたいです。 資料を見ておりますと、親からとか同級生からとかそういう事例が多くて、担任の先生発信というものがあまりないのではないかと。忙しい先生に申し訳ないのですが、担任の先生も薄々クラスでまずいことが起こっていると気づいていても見て見ぬふりし、先生自身が傍観者になっているパターンもあるのではないかと思います。学校の先生も色んな先生がいらっしゃいますから、熱心な感度の高い先生もいれば、放置しちゃう先生もいるかもしれないなど。そういう先生方から発信のいじめ事例というのは、割合としてはどの程度のものなのか。ほとんどゼロなのか、半分くらいある感じなのか。というのも小学校であれば担任制なので子どもと接する機会が多いので、なんとなくクラスで起こっていることについて分かると思うのですが、その辺りについてご存じであれば教えていただければと思います。
学校指導主事	まず小学校と中学校の生徒指導の在り方にはずいぶん違いがあります。先ほど言われたとおり、小学校では学級担任がある意味保護者のような感覚で子どもたちの前に立つという印象が今でもあります。中学校では部活も含め複数の人間で、例えばこの事例の中にも挙げてありますように部活動の中で、担任とは別の先生が見ることで発覚するものがあることも事実です。その分中学校は週に1回生徒指導の会で集まるという、組織だって動いているというのが圧倒的な強みであり、情報を集めるシステムがそもそもあると。 逆に言うと小学校というのはある意味担任が抱え込みやすい環境であるから、もし先ほど言われたみたいに担任の方が傍観者としてシンキングエラーが起きている自分に気づけなかった場合は、見過ごしやすい可能性があるのではないかと今お聞きしながら思っているところではあります。確かにおっしゃる通り、ここに挙げているいじめの事例というものの多くは、少なくとも報告がある多くについては、保護者あるいは本人からの要望というものが割合として非常に多くを占めていることは事実です。担任の方から挙がってくるということについては、日ごろから積極的に働きかけて未然防止に努めている場合があるので、本人が辛いと言う前に先生方が介入することが比較的

山崎委員 学校指導主事	多いような印象がある。そこまで書いてきていれば挙がってくるのですが、そこまで書かず辛い思いをする前に介入をして関わっているという意味では挙がってきにくいのではという印象があります。 言われた通りそこは確かに穴で、私があえて言ったのは「あいつ去年やられていたから今年されてもしょうがない」というような印象は大人にもありがちなシンキングエラーでして、先生についてもそういったシンキングエラーが起きないような研修を勧めていきますけれども、そういったことが起きやすいということを踏まえた上で子どもたちの前に立っていく必要があると思っております。 そういった先生方への研修というのはされているのですか。 もちろんです。これについては必ずしております。学校だけでなく外部の、例えばスクールカウンセラーを中心とした研修は必ず行っております。メディアが絡んだいじめ等のトラブルも実際に起こることがありますので、県の方からアドバイザーに来ていただいて、ソーシャルスキル等の研修は盛んにしていると認識しております。ただそれで充分かと言われれば分らないです。いくらやっても終わりはないと思います。
曽我委員長	いじめ調査をしていて、実際に先生が傍観者になっていると思われるケースはあります。小学校高学年や中学年になると女子同士のものめ事があるかと思いますが、それをトラブルとして認識しシンキングエラーをしてしまう。実際不登校になった子どもが現れたのでいじめ調査に入ったのですが先生に全くいじめという認識がない。これはトラブルでしょうと。でも今のいじめの定義から考えるとトラブルでも心身の苦痛を感じればいじめになるので、いじめの定義を頭の中に置いた上で対応に当たっていないと見えなくなってしまう。そういった事例は実際あります。
山崎委員	ある意味典型的なパターンかと思うのですが、加害者を謝罪させて終わってしまい、その後子どもたちの関係性が逆に悪化してしまう。そこを先生方は見守っていますと言っているのですが、具体的に何かフォローアップしているわけではないので、先生方には申し訳ないのですが、客観的には傍観者になってしまっており関係を悪化させて終わっている。やはり先生方が気を付けて見ていかないと見つからないと思います。いじめという言葉について定義の問題などを見てきましたけれども、いじめの定義が頭の中にあるかどうかで先生方の対応も変わってくるかと思いますが大事なキーワードなのかなと。いじめ問題を調査していて、先生が傍観者なのではないかと思われるケースがありますのでそう思います。 先生方のシンキングエラー、例えばただの争いやトラブルと認識したり、あるいはそういう子がいることでこのクラスはある意味まとまっているなと考えたり。さらに先生も一緒になってからかったりした

学校指導主事 曾我委員長 学校指導主事	ら最悪の状態ですけれども。 定義上、先生がからかった場合、実はいじめに当たらないです。火に油を注ぐようなものですが。 今の話を聞いて、今言われているのは「いじめの芽」という言葉は使わないようにということです。「いじめの芽」というのはいじめでしかないということで、そういう発想が先ほどのようなシンキングエラーにつながりやすいということと、なぜ中学校のことを持ち出したかということ、中学校は複数の目で見るということが一つポイントで、担任が抱えてしまった時に例えばいじめが起きる学級は悪い学級だという風にシンキングエラーが起きる可能性がある。いじめが起きることは、今の定義だと当たり前なので「うちのクラスにはいじめがない」と言われた時には逆に調査をするようにします。もちろん先生方に対しては失礼がないようにしたいと思っていますけれども、いじめが起こっていないのであれば、どういう取り組みがいじめの起こらない要素になっているかを他の先生方にも広めたいので教えていただきたい、という風に話を持ち掛けます。 そういった形で、いじめが起きることは基本的には前提です。子どもたちが嫌な思いをすることも含めて学校教育だと思っていますので、そういったことをどう乗り越えていくかという中で保護者の方や色んな方と力を合わせていくというのは当然です。ですから保護者会ではいじめが起ることが問題ではなく、いじめが起きた時にどう乗り越えるかが良い学級なのだとすることを語ってほしいとお伝えします。でもやっぱり先生方としては、いじめが起きるイコール自分の責任で、いじめが起きるクラスを作ってしまったというシンキングエラーを起こしていた場合、僕たちが正していく必要があるのかなと思います。
山崎委員 学校指導主事	いじめが発生して担任が認知した場合、担任の先生が相談したいと思った場合どこになるのでしょうか。 基本的には必ず組織対応というのをお願いしておりますので、内容にもよるかもしれませんが、学校には生徒指導の担当もいますし、基本的には担任一人で自分の学級を回すということはほぼないです。音楽とか色々な専科とか、給食の時間には他のサポートの先生も入るので、一つのクラスを一人ずつで見るということは小学校でもありません。これはということについては即いじめの対応として、学校でいじめ対応チームを作っていただきたいと依頼します。
曾我委員長 岡委員	他の方はどうですか。 生活習慣病に対する重層的支援のような考え方をしなさいというのは初めて聞いたので、このやり方は医療機関に勤めているだけに分かりやすいなと思いました。いじめがもし起こった時に先生方が色んな方と相談するところもあるし、色々できると伺ったのですが、最終

学校指導主事 岡委員	的には話し合いしか方法はないのですか。 何をもって解決とするかによろしいと思います。 資料を見ておりますと、確認したとか謝罪を受け入れたとかありますが、そこでもう終わりになるのでしょうか。
学校指導主事	まずいじめの解消ということに対し国がどう言っているかという と、ご存じかもしれませんが3か月の経過をもっていじめの解消と見る という風にされております。この間も学校にお伝えしたのですが、 いじめ事案が起きた時に24時間以内に必ず保護者も含めて対応や方 針を伝える。それを受けて、例えば内容によっては子どもたちを見守 るというのも大事な教育的指導かと思ひます。これは大人の介入が必要 だということも当然あるので、それについてはこういう形で介入しま すと保護者の方に了承いただきながら、3日後、1週間後という風に 期間を設けて必ず現状について報告しますという見通しを保護者の 方に伝えていただく。そして1か月後に、変化ないですか、あれ以降 何も話題に挙がっていないですかというような形で連絡を取りま す。経過観察をじっと見ておくのではなくて、保護者の方とも連携し ながら、家でこういうこと言っていないですかということも含めて聞 き取りをし、学校として設けたいじめの対応方針を作してほしいと先 日もちょうどお伝えしたところです。 そこが抜けている時にはモヤモヤとするようなことが残っている 場合もありますので、終わったと思わずに少なくとも3か月間積極的 な関わりの中で見守りがいるということはお伝えしているところで す。 関連機関ということであれば、例えば学校だけで解決できない処方 行為にあたるようなことについては南あわじ警察署生活安全課と協 力して関わってもらふこともございます。関連機関はスクールカウ ンセラーとかソーシャルワーカーとか年々増えてきている状況です。
岡委員	認知したときからいじめなののでしょうか。いじめって難しいです ね。
学校指導主事	難しいです。いじめという言葉を使って指導することもあれば、意 図的に使わないで指導するものもあります。これがいじめですと保護 者の方に伝えても、保護者の方のいじめの定義は当然違いますから、 かえってややこしくなることがありますので、いじめという言葉を使 って指導はしていません。ただし報告としてはいじめとして挙げると いう形を取っております。
曾我委員長	浜田先生が言われた、見通しを立てることなどは他の自治体でも広 がっている考え方なののでしょうか。
学校指導主事	これは僕たちの先輩先生に教えてもらったことです。指導主事の立 場で現場の先生に対しできていないところがあればやっってください と確認するようにしております。

曾我委員長	なぜこのような質問をしたかと言いますと、他の自治体では聞かれないことを先生が言われたので。見通しを持たせるということとはとても大事じゃないですか。解決といっても解決したかどうかは本人が決めることで、学校の先生に決められない。先生方ができることは見通しを持たせていく、そういうアプローチだと思っております。それにより心の回復を待つということが大事かと思しますので、浜田先生が言われていることはまさにそういうプロセスなのだと思います。
学校指導主事	もう解決しただろうと思いたいのは分かるのですが、先ほどのお話であったように謝罪のみで終わらせたいのは事実なのでしょうけれども、それでは解決とは認められないというのが今のいじめ問題となります。
曾我委員長 芝委員	他に何かある方おられますか。 山崎委員と同じような内容で質問させていただきます。いじめの認知件数の資料で南あわじ市の件数推移が示されておりますが、色々な施策を行ってきた成果がこのグラフの数値に表れているのでしょうか。この数値をどう捉えたらよいかということをお聞きしたいです。
学校指導主事	先ほどのスライドでもお伝えした部分と少し重なるのですが、いじめの認知件数というものは実体ではないということを前提として持っておく必要があります。数値というのは、子どもの数も変わっていく中でいじめが増えているのか減っているのかということを計るためにやっているものではなく、先生方自身がいじめの認知を積極的に行っているのかということ把握するためにやっている感覚があります。 とは言いながらも県の方に報告するときにはこの数字を見て、例えば南あわじでは令和3年から令和4年にかけて見かけでは減っているという扱いになります。減ったということは学校としてどういう取り組みが成果を挙げているのかという形で報告することになるのですが、その辺には実はジレンマがありまして、例えば認知していないから件数が減ったという可能性もございます。一方で先生方の日ごろからの予防的な関わりがうまく機能しているからいじめが減ったという見立てもできます。そのためこの数字だけに踊らされてしまうと、例えば減らしていけば良いから積極的認知をしなくなればなるほど成果を挙げているという、逆のことになってしまうというのも事実です。 だから成果が挙がっているか否かをこの数字ではあえて見ることはないです。 施策をしていることに対する成果はどうなのでしょう。 いじめ対策の成果をどういう風に見るか実は難しいというのが現状ですが、私たちは解消率という視点で昨年度から確実に上がっていると認識しております。どうしても世間に出てくるいじめの認知件数
芝委員 学校指導主事	

	でいじめが増えているイコールやばいみたいな空気感を煽るところはあるのですが、振り回されないようにしないといけないと思っています。ですからこの数値は公表しておりません。 私たちが公表しているのは割合で、1000 人あたりに対する何人の子どもたちがいじめを受けているのかというものです。しかもこの数字にはからくりがまだ一つありまして、4 月にいじめを受けた子は 1 件拳がるとその子は 1 年間 1 件のままで、その子が 2 回 3 回といじめを受けたとしてもいじめとしては数が増えないシステムになっております。 だからどうしているかという、1 件のままだけりとも通し番号は打たずにこの子は継続していじめを受けてこういうことを報告していただいている現状です。
芝委員	色々な努力、きめ細かな対策をしながらでも少しずつ小学校の件数が上がっていつてしまっていますね。
曾我委員長	補足しますと、いじめの認知件数とは言いますが実はいじめがあったかどうかは認定していなくて、あくまでいじめがあると思われるときに認知しようという件数なのです。いじめの定義が心身の苦痛を感じる時となっておりますので、児童生徒が何かされてしんどいというような訴えがあったらいじめとして認知しよう、という件数になります。
芝委員	ではこの数字は気にしなくても良いものなののでしょうか。
曾我委員長	気にしなくてよいというものでもないです。
芝委員	ではこれだけ先生方が色んな気づきがあって、その時点での数値が出ていると。
曾我委員長	この数値の見方ですが、要は先生方が児童生徒の心の苦しみに気づいた件数だと言い換えた方が良いかと思えます。
芝委員	ということは、先生方は努力して対応していただいているという認識で良いのでしょうか。
学校指導主事	その通りです。
曾我委員長	この数値自体はずっと高くても良いくらいです。ただ統計的に意味があるのか、いじめ防止という政策との関係で意味があるのか、こういう統計を取っていくことに意義があるのかという観点から検討する必要はあるのでしょうかけれども、この数値の見方としてはあくまでしんどい思いをした児童生徒を拾った件数というものになります。
学校指導主事	ありがとうございます。その通りです。
曾我委員長	学校の先生方はこうやって拾っていくと対応しなければならないという、ある意味法律的に義務付けされているので、本当にマンパワーが足りない実情なのかなと。特に小学校では本当に大変だと思います。担任の先生も朝から夕方までずっと教室に張り付いている状況ですし。

学校指導主事	個人的な話をする、立場が変わって帰る時間が遅くなりましたが、やっぱり子どもたちの命を預かっているという感覚が絶えず教室にはありますので、晩の疲弊感が強いのは小学校の方でした。それくらい子どもたちの前に立っているというのは大変なことなので、先生方は日々苦勞されているものと思われます。
曾我委員長	小学校の先生の中には、朝教室入って、その後全然トイレに行けなくて困っているそうです。
学校指導主事	膀胱炎になる先生は割と多いですね。
曾我委員長	学校の先生はそれだけ時間拘束される、そんな中でもいじめを認知すると法律上対応しなければいけない。いじめ防止対策推進法第 23 条というものがあって「適切な措置をとるものとする」と義務付けされている。本当に一人では回らないという実情があって、どうやって対応されているのかなという風に思います。
学校指導主事	ここでいう認知というのは報告の件数であるので、基本的に子どもたちが辛い思いをしたとかは教育的な活動の中では絶えず起こりうることなので、それをいじめとして認知して報告するかということはもちろんありますけれども、実際はそれと向き合ってどう解決するかということを通して子どもたちの生きる力を育てていくというところがあるから、普通の教師の仕事ではあります。特別何かということではないです。
曾我委員長	それを聞いて安心しました。
	他に何か皆さんご意見ありますでしょうか。他にご質問なければ、議事（２）（３）含めてこれで終了ということによろしいでしょうか。
委員	（異議なし）
曾我委員長	本日予定されている内容はこれで終了ということになりますので事務局にお返しします。
事務局（副部長）	本日は慎重、ご審議いただきありがとうございました。 本日の会議は冒頭に公開ということで決定していただいておりますので、本日の会議録については、事務局で作成し次第、委員の皆さまへお送りさせていただき、確認及びご決定いただくということにさせていただきます。 次回の委員会は、今回のように情報共有するために開催の場合、又は市長から諮問があった場合に開催ということになりますので、その際には事務局から委員の皆様にご連絡のうえ、日程調整させていただきます。 本日はどうもありがとうございました。